




# 本人確認書類等のご提出について

マイナンバー制度に伴い、各種手続きにおいて「個人番号のわかる番号確認書類」及び「氏名・住所・生年月日等の確認できる身元確認書類」のご提出が必要となります。下記を参考にいずれかの組み合わせをご提出ください。

**STEP 1** 提出書類のパターンを確認し、コピーをご準備ください。

番号確認書類 (コピー)	<b>パターン A</b> <b>通知カード</b> 現住所・現氏名が記載されている場合のみ利用可能 変更情報が記載されていない場合は、パターン B/C どちらかを番号確認書類としてご提出ください。 	<b>パターン B</b> <b>個人番号付 住民票の写し</b> 	<b>パターン C</b> <b>個人番号カード (両面コピー)</b> 個人番号は、 <b>黒塗り等</b> を <b>せずに</b> 、お送りください 
	+ どちらか	+	+
身元確認書類 (コピー)	顔写真 <b>あり</b> いずれか <b>1点</b> 運転免許証 在留カード	顔写真 <b>なし</b> いずれか <b>2点</b> 住民票の写し 印鑑登録証明書 健康保険証 <small>健康保険証：裏面に旧住所の記載がある場合、二重線を引 き現住所記載の両面コピー</small>	いずれか <b>1点</b> 運転免許証 印鑑登録証明書 在留カード 健康保険証

- ポイント**▶ 裏面に変更情報（現住所・現氏名）がある場合は、必ず両面コピー（個人番号カードは両面必須）
- ポイント**▶ 身元確認書類は、顔写真が「あり」「なし」で提出書類の枚数が変わります

**STEP 2** 書類を送る前に再度ご確認ください。下記項目が満たされていない場合、再送付をお願いする場合がございます。

**【本人確認書類】**

- ①  氏名・住所が届出書と同一内容
- ②  発行日が記載されているものは発行日から6ヶ月以内
- ③  氏名・住所・生年月日・書類の発行者・発行者印の記載がある

**【コピーの注意点】**

- ①  文字や画面は鮮明にコピーされている
- ②  全体がコピーされている（公安印も含む）
- ③  裏面に変更情報（現住所・現氏名）がある場合、裏面もコピー

※身元確認書類のコピーに「本籍」「被保険者等記号・番号」等が記載されている場合には、黒塗りをしてご提出ください。